

事業概況

事業方針 経営方針

2019年度は、地域再生参画、収益構造改善、実務能力向上を重点課題に次の方針で事業を推進して参りました。

①主営業地区における地域再生策推進に主導的な役割を發揮する

②業務改革の取り組みを加速し、収益構造の長期的な改善を図る

③日常的・自主的・実戦的な庫内研修等により実務能力を高める

金融経済概況

2019年度の日本経済は、米国の対中関税制裁やイギリスのEU離脱を巡る一連の動向により先行き不透明感が長くくすぶる中、消費増税が実施されたことによる消費の下押し圧力があつた後、新型コロナウイルス感染症に伴う諸活動の自粛により大きな影響を受けました。

当地域では、安定した水揚げとなったホタテ漁に加えニシン、タラも豊漁で水産関連は活況だった一方、天皇陛下御即位・改元に伴う大型連休により序盤は好調だった観光業や飲

食業が年後半にかけて失速したうえ、新型コロナウイルス感染症に係る北海道の緊急事態宣言以降はキャンセルが相次ぎ、甚大な被害を受けています。また、人口減少や高齢化も依然として深刻な状況が続いています。このような状況下ではありましたが前年度に続き送電網整備事業が進行したほか、道の駅「北オホーツクはまとんべつ」のグランドオープンや地域連携DMO設立に向けた取り組みも行われています。

業績

1. 預金積金

地域の過疎化の進行等、相変わらず厳しい環境下にある中、期末残高は437,229百万円、対前期比778百万円 0.1%の微増にとどまりました。

預金者別では、個人が対前期比5,213百万円 1.5%増と堅調な伸びを示したものの、これとは対照的に法人は対前期比4,434百万円 4.3%（うち公金 対前期比3,460百万円 9.1%）減少しました。

2. 貸出金

事業者向け貸出金のうち、設備資金は地域経済の低迷を反映して需要は少ないものの、不動産業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業等で増加となり、対前期比787百万円 1.9%増加しました。運転資金は商材不足から需要が少なく、その他サービス、飲食業等で増加したものの、医療、福祉、建設業、製造業等で減少となり、対前期比1,453百万円 3.3%減少しました。

貸出金総体では、期末残高82,395百万円となり、対前期比665百万円 0.8%減少しました。このうち、事業者向けは547百万円 1.2%増加しましたが、地方公共団体向けは698百万円 4.0%減少、個人向けの住宅資金や消費者ローンは対前期比515百万円 2.2%減少しました。

3. 純資産の部

期末残高は57,610百万円で対前期比5,147百万円 9.8%増加しました。これは満期保有目的の債券をその他有価証券に保有目的を変更したことに伴う評価差額金が計上されたためです。

剰余金処分後の内部留保額は利益準備金・特別積立金等を合

わせて500億円を超えており、自己資本も更に充実いたしました。なお自己資本比率についてはバーゼルⅢに基づく計算の結果、47.00%となりました。

4. 損益

①経常収益

経常収益の大部分を占める資金運用収益は、利回低下や残高の減少等により有価証券利息配当金が対前期比390百万円減少したこと等により、対前期比404百万円の減少となりました。

一方で保有有価証券の売却により国債等債券売却益で685百万円、株式等売却益で218百万円計上しております。

その結果、経常収益は5,365百万円、対前期比196百万円 3.7%増益となっております。

②経常費用

資金調達費用は、預金利回が若干低下したこと、対前期比36百万円減少しております。

なお、当該事業年度においては一般個別貸倒引当金繰入額の計上はありません。

経費は人件費が対前期比56百万円増加した一方で、物件費が対前期比94百万円減少したこと等により、対前期比44百万円減少しました。

その結果、経常費用は4,255百万円、対前期比419百万円 8.9%の減少となりました。

③利益

経常利益は1,109百万円、対前期比615百万円 124.6%の増益となり、当期純利益は790百万円、対前期比479百万円 154.5%の増益となりました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

創立以来「地域との共存共栄」を標榜し、経営理念である「信条」のもと、今後も地域や住民にとってなくてはならない「地域の金融機関」であり続けることを目的に、日常的・継続的な相談・支援および関係強化を図っており、従来より地域金融の円滑化に努めて参りましたが、より一層地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、全力を傾注して取組んで参ります。

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・本取組み方針および金融円滑化管理規程の制定
- ・「お借入条件変更等に関する相談窓口」を各営業店に設置のうえ、受付担当者・副担当者を配置し、審査部を統括部署とする態勢整備を実施
- ・職員にお客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修会を実施
- ・複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから借入条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業については、外部機関との業務提携・連携により専門家派遣等の支援を実施

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・当金庫制度融資 地域活性化まちづくりファンド「みらい応援資金」、ビジネスサポート「飛躍」、信用保証制度などの活用や、事業計画作成、創業時に各自治体等が設けている補助金・助成金活用等の支援を実施
- ・（一社）旭川産業創造プラザ主催「わっかないBizCafe」の講師として職員を派遣

②成長段階における支援

- ・さわやか信用金庫主催「さわやか信用金庫物産展」、旭川信用金庫等共催「駅マルシェ2019」への出展斡旋、しずおか焼津信用金庫主催「しんきんつながりカラ静岡2019」のPRガイドブック掲載、（公財）北海道中小企業総合支援センター共催「2019ビジネスマッチングin稚内」開催等により、ビジネスマッチングを活用した販路拡大支援を実施
- ・お客さまが設備投資を計画する際、利用可能な各支援制度の概要周知や各種補助金・助成金等の申請手続きの支援を実施
- ・当金庫制度融資 地域活性化まちづくりファンド「みらい応援資金」およびビジネスサポート「飛躍」により不動産担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・債務者区分のランクアップへの取組みおよび営業店、審査部が連携を図りながら経営改善指導強化先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し、経営の安定化および営業店、審査部が連携を図りながら貸付条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施
- ・（公財）北海道中小企業総合支援センター、商工会議所・商工会と連携して「事業承継セミナー」と「個別相談会」を開催し、専門家派遣を通じてお客さまの親族間承継やMBO（社内承継）、M&A（第三者への承継）等、事業承継支援を実施
- ・稚内地区「稚内しんきんてっぺん土業の会」、旭川地区「旭川地区土の会」、札幌地区「札幌地区てっぺん土族の会」と連携して、様々な事業相談に対応できる体制を構築
- ・必要に応じて商工会議所・商工会、信金中央金庫等の外部機関との連携を実施

④地域の活性化に関する取組み状況

- ・地域経済の活性化を目的とした「商工会議所・商工会」や「わっかない産業クラスター研究会」等の地域各種団体と連携し、各種事業活動に積極的に参画
- ・稚内市内の中央・南・東地区を地域再生重要拠点とした「地域活性化資金」を2019年8月に制定
- ・「てっぺん塾」セミナー・意見交換会を通じて、次代を担う若手経営者の育成等に注力

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた、『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適正な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は84件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は3.43%、保証契約を解除した件数は16件です。

「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人北方領土問題対策協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 農業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 日本酒造組合中央会
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) 金の取扱い
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務